



平成27年12月18日

各位

会社名 沖電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員川崎秀一
コード番号 6 7 0 3 東証第1部
問合せ先 I R 室 長 山内篤
電話番号 03 - 3501 - 3836

子会社に対する仲裁手続きの申し立てに関するお知らせ

当社子会社である沖電気金融設備（深圳）有限公司は、深圳市怡化電腦実業有限公司により同社を申立人とする仲裁手続きの申し立てを受け、このたびその送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仲裁機関

華南国際経済貿易仲裁委員会

2. 送達日

2015年12月17日

3. 仲裁手続の申し立てに至った経緯

2015年11月2日に開示しましたとおり、沖電気金融設備（深圳）有限公司（以下、「OBSZ社」という。）は、2012年12月より深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業社」という。）とATM売買契約を締結し、怡化実業社を通じて中国国内でATMの販売を行ってまいりました。しかし、怡化実業社は、OBSZ社の商品販売代金について正当な理由なくその支払を滞留させたため、OBSZ社は怡化実業社に対して未回収となっている商品販売代金の支払を求め、華南国際経済貿易仲裁委員会へ仲裁手続きの申し立てを行い、現在も同委員会において審理中であります。

これに対し、怡化実業社はOBSZ社が提供した商品約22,000台に不具合があり、その測定およびバージョンアップなどにOBSZ社が対応しなかったことにより損失を被ったなどとして、今回新たに仲裁手続きの申し立てを行ったものであります。

4. 当該仲裁手続きの内容および請求金額

- (1) 内容 怡化実業社が第三者へ委託した製品測定・バージョンアップなどの損害および仲裁費用等
- (2) 請求金額 221,143千人民元（約40億円）

5. 今後の見通し

怡化実業社の申し立ては、先にOBSZ社が申し立てをした仲裁への対抗として提起されたに過ぎないと考えており、当社およびOBSZ社は、同社の請求は全く根拠のないものと考えております。

当社およびOBSZ社は、これまでもお客様へご提供する商品は品質を最優先に考え、それに係る問題については真摯に対応してまいりました。また、当社の商品に問題がない

ことは、怡化実業社を経ずに販売しているほぼ同等の商品であるOKIブランド品が全く問題なく稼働していることから明らかです。したがって、怡化実業社の主張は事実の歪曲や誇張があり、同社が主張する損害を賠償する責任は当社にはないものと考えております。

同社に対する先の仲裁手続きの申し立てと同様、当社およびOBSZ社は契約に基づく正当な権利を主張してまいります。なお、当該手続きが当社の業績に与える影響等は現段階で無いものと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上